

令和2年第9回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年9月23日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一
2 番 上和野 忠一
4 番 山本 長栄
5 番 上野 哲
6 番 小赤澤 悦子
7 番 佐々木 秀子
8 番 新田 善男
9 番 木村 正美
10 番 諏訪 剛郎
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫石 小谷地 明弘
雫石 長坂 則雄
雫石 細川 仁
雫石 田村 國彦
御所 藤本 伸
御所 米澤 正記
御所 川口 英敏
御所 細川 健一
西山 高橋 浩之
西山 岡本 忠美
西山 野々村 正男
御明神 伊藤 庄一
御明神 林尻 勇人
御明神 中村 守男
御明神 横欠 初男

4 欠席した委員

農業委員	3 番	一本木 孝久
農地利用最適化推進委員	西山	葛根田 善栄
〃	西山	櫻田 一夫
〃	御明神	石塚 正美

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

只今の出席議員は、農業委員10名、推進委員15名、計25名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、8番 新田善男委員、7番 佐々木秀子委員、高橋浩之推進委員、藤本伸推進委員、葛根田善栄推進委員、伊藤庄一推進委員が行っております。農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1、4、6を高橋浩之推進委員、番号2、3、5を伊藤庄一推進委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、番号1を藤本伸推進委員にお願いします。

高橋 推進委員

西山地区、高橋です。農地転用完了の番号1、4、6について調査報告をいたします。始めに番号1についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇に隣接する場所です。こちらは〇〇を拡張する目的で申請され、昨年10月の総会で審議し本年7月に完了ということで、現地を確認したところ〇〇の整備は完了し、転用目的のとおり利用されていることを確認しました。

次に番号4についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、先ほどの〇〇に隣接する場所です。こちらは〇〇を拡張する目的で申請され、平成30年3月の総会で審議し平成30年7月に完了ということで、現地を確認したところ〇〇や〇〇等が整備されており、当初計画の通りすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。

次に番号6についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から北東へ約100mに位置する場所です。こちらは〇〇用地として申請され、本年3月の総会で審議し本年8月に完了ということで、現地を確認したところ、こちらでも当初計画の通りすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。以上で報告といたします。

伊藤 推進委員

御明神地区、伊藤です。農地転用完了の番号2、3、5について調査報告をいたします。始めに番号2についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から北西へ約620mに位置する場所です。こちらは〇〇を新築する目的で申請され、昨年8月の総会で審議し本年9月に完了ということで、現地を確認したところ当初計画の通りすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されておりました。

次に番号3についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇さんのご実家付近の場所です。こちらは農業用施設用地として〇〇新設の目的で申請され、本年4月の総会で審議し本年8月に完了ということです。現地を確認したところ〇〇が新築されており、当初計画の通りすべての工事が完了し利用されていることを見て参りました。

最後に番号5についてですが、場所は16ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から南西へ約800mに位置する場所です。こちらは農業用施設用地として〇〇新設の目的で申請され、令和元年10月の総会で審議し本年3月に完了ということです。現地を確認したところ〇〇等も整備されており、当初計画の通りすべての工事が完了し利用されていることを見て参りました。以上で報告といたします。

藤本 推進委員

御所地区、藤本です。現状変更の番号1について調査報告をいたします。場所は16ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から南西へ約700mに位置する場所です。現地を確認したところ申請地の水田は周辺の水田より低地にあり、湿田であることも確認して参りました。今回の計画では工事残土を利用してかさ上げを行ったうえで水田として利用する計画ですので、周辺農地への影響は問題ないものと思われまます。また、盛土による周辺の水田、水路や道路への影響も無いものも確認して参りました。以上で報告といたします。

議 長

確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議 長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長 これより本日の議事日程に入ります。日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、栗石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には10番 諏訪剛郎委員、11番 八丁野よし子委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、田6筆 畑1筆、面積計12,727㎡について、姪の〇〇に贈与しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を、8番 新田善男委員

をお願いします。

8番 新田委員

8番、新田です。現地調査全般についてご報告いたします。9月16日、第2班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

引き続き番号1についてご報告いたします。場所は39ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から西へ約300mに位置する一帯の場所です。詳細な位置などは別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は、叔父である〇〇さんから実家の後継ぎとなる姪の〇〇さんへ無償移転するものであり親族間での贈与でございます。現地については〇〇さんが盛岡在住であることから実際は〇〇さんが作業し適切に管理されており、贈与後も利用状況が変わる計画ではないことや親族間での土地の譲渡でもありますので、今後も問題なく利用されるものと思われまます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。5ページを

ご覧願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧願います。許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、畑1筆、面積719㎡について、〇〇のため、子の〇〇と使用貸借するものであります。

番号2、〇〇が所有する、田1筆、面積2,937㎡について、農業用施設用地として〇〇等整備のため、子の〇〇と使用貸借しようとするものであります。番号1は、農業公共投資のされていない小集団の生産力の低い農地に該当することから第2種農地に区分され住宅等で集落に接続して設置されることから、番号2は、農振法に規定する農用地区域内の農地であります。同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されていることから、それぞれ農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、7番 佐々木秀子委員にお願いします。

7番 佐々木委員

7番、佐々木です。番号1、2について報告いたします。場所は39ページにあります、『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南東へ約150mの場所にある〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の3～7ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの息子である〇〇さんが、〇〇を新築する内容で農地転用の申請がされたことから、現地を確認して参りました。現地については適切に保全管理され、申請箇所には分筆後の境界杭が設置されており、また、隣接地も〇〇であることから、周囲に与える影響も少なく問題ないものと思われま。なお、事前着工はありませんでした。

ひき続き番号2について報告いたします。場所は40ページにあります、『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約270m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の8～14ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの息子である〇〇さんが〇〇等を新築するという内容で農地転用の申請があったため現地を確認して参りました。現地を確認したところ保全管理されており、土地のまわりには道路や牛舎、住宅などもあるため、周囲に与える影響もないことから問題ないものと思われま。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、所有権移転の番号1から利用権設定の番号13まで、番号14から15まで、番号16から19まで、番号20から22まで、番号23から25まで分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の発声

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、所有権移転の番号1から利用権設定の番号13までを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。7ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田4筆、面積計11,903㎡について、〇〇と売買するものであります。本案件につきましては、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

次のページをご覧ください。続きまして、利用権設定の計画内容に

ついて説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田9筆、面積計24,005㎡について、〇〇と、番号2、〇〇が所有する、田4筆、面積計8,385㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

番号3以降は、農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が賃貸借権の設定を受け中間管理権を取得すると同時に、担い手に対し農地を転貸するものであります。これは、昨年度の農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、一つの農用地利用集積計画において農地中間管理機構が賃貸借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃貸借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず賃貸借権の設定等を行うことが出来る事となったことによるものです。

番号3、〇〇が所有する、田16筆、面積計40,240㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号4、〇〇に転貸するものであります。

番号5、〇〇相続人代表〇〇が所有する、田3筆、面積計9,320㎡について、番号6、〇〇相続人代表〇〇が所有する、田2筆、面積計9,463㎡について、番号7、〇〇が所有する、田4筆、面積計4,512㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号8、〇〇に、田9筆、面積計23,295㎡を転貸するものであります。

番号9、〇〇が所有する、田6筆、面積計9,444㎡について、番号10、〇〇が所有する、田1筆、面積2,453㎡について、番号11、〇〇が所有する、田8筆、面積計18,142㎡について、番号12、〇〇が所有する、田1筆、面積199㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号13、〇〇に、田16筆 面積計30,238㎡を転貸するものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を高橋浩之推進委員にお願いします。

高橋 推進委員

番号1についてご報告いたします。場所は39ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっているところで、諸般の報告でありました『農転完了：〇〇』に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の15～16ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、申請についてはこれまでも両者の間で賃貸借をしていた場所で、今回、〇〇さんが規模拡大を図るとのことで〇〇さんから購入するものだと聞いております。現地は畑として適正に管理されており、売買後は引続き牧草畑として利用する計画ですので問題ないもの

と思われます。以上で報告いたします。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため並びに、農地中間管理事業に係る案件でありますので、農地利用最適化推進委員の意見については省略いたします。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番 八丁野委員 11番、八丁野です。9ページの利用権を設定(移転)する者、氏名の所に〇〇とありますが、これは間違いありませんか。

高橋主査 記載のとおりで間違いありません。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、所有権移転の番号1から利用権設定の番号13までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第3号、所有権移転の番号1から利用権設定の番号13までについて、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、利用権設定の番号14、15を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは番号14、15について事務局の説明を求めます。

高橋主査 引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。20ページをご覧ください。

番号14、〇〇が所有する、田13筆、面積計18,659㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号15、〇〇に転貸する

ものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号14、15について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号、利用権設定の番号14、15について、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長

次に、利用権設定の番号16から19を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは番号16から19について事務局の説明を求めます。

高橋主査

引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。22ページをご覧ください。

番号16、〇〇が所有する、田38筆、畑2筆、面積計47,458㎡について、番号17、〇〇が所有する、田9筆 畑2筆、面積計22,859㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号18、〇〇に田41筆、畑3筆、面積計62,890㎡を、番号19、〇〇に田6筆、畑1筆、面積計7,427㎡をそれぞれ転貸するものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員 9番、木村です。ちょっと疑問に思ったので地域の推進委員の意見も聞きたいなと思うんですけども、実は今回〇〇さんに中間管理機構から全部で面積が62,890㎡移動するということですけども、今年の田植えの時には6月過ぎてもまだ〇〇だけが田植えしていると。そういう状況の中で本当にこの位の面積をやってもらえる状況になった時にやり切れるのかと。素人なのでよく分からないんですけども、じゃあ8月まで田植えやるのかと考えてしまうので本当に大丈夫なのかと。ただ、〇〇さんは条件の悪い所ばかり押しつけられているような。言葉に語弊ありますけれども。そういう部分でこれを素直に受け取っていいのかどうかと疑問を感じていますので、地元の方で色んな所を見ている推進委員の人達の意見があれば、また状況も違うのかなと。本気になって考えないと大変なのではないかなという気がしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 暫時休憩します。

議 長 休憩を解いて再開します。木村委員よろしいですか。

9番 木村委員 了解しました。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号16から19について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数であります。よって、議案第3号、利用権設定の番号16から19について、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議長 次に、利用権設定の番号20から22を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。31ページをご覧ください。

番号20、〇〇が所有する、田20筆、畑1筆、面積計56,180㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号21、〇〇に田5筆、面積計19,925㎡を、番号22、〇〇に田15筆、畑1筆、面積計36,255㎡を、それぞれ転貸するものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号20から22について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第3号、利用権設定の番号20から22について、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、利用権設定の番号23から25を議題といたします。この議案については私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたときは会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、上和野忠一会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森喜与一会長 退席)

(上和野忠一会長職務代理者 議長席に着席)

議長(職務代理者) 岡森喜与一会長が退席しましたので暫時議長を務めます。利用権設定の番号23から25まで事務局の説明を求めます。

高橋主査

引き続き利用権設定の計画内容について説明いたします。36ページをご覧ください。

番号23、〇〇が所有する、田9筆、面積計24,249㎡について、番号24、〇〇が所有する、田1筆、面積1,155㎡について、農地中間管理機構が新たに借受け、番号25、〇〇に田10筆、面積計25,404㎡を転貸するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明とさせていただきます。

議長（職務代理人）

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

議長（職務代理人）

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号23から25について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長（職務代理人）

全員挙手であります。よって、議案第3号、利用権設定の番号23から25について、原案のとおり決定いたしました。

（上野忠一会長職務代理人 自席へ移動）

（岡森喜与一会長 着席）

議長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午後3時5分

以上が令和2年9月23日 雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 9 月 23 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 10番

11番
